

承諾ヲ得ルニ非サレハ其請求ヲ取消スコトヲ得ス(民三八六、佛民二一九〇)元來增價競賣ノ請求ハ登記ヲ爲シタル各債權者カ單獨ニテ自由ニ之ヲ爲スコトヲ得ルト雖一旦之ヲ爲シタル以上ハ自由ニ之ヲ取消スコトヲ得ス甲債權者カ增價競賣ヲ請求セザリシハ是乙債權者カ既ニ增價競賣ノ請求ヲ爲シタルカ爲メナリ然ルニ乙債權者カ自由ニ增價競賣ノ請求ヲ取消スコトヲ得ヘシト爲サハ甲債權者ハ既ニ自ラ增價競賣ノ請求ヲ爲ス時機ヲ失シ滌除ノ爲メニ提供シタル金額ヲ以テ承諾セサルヲ得サルノ不利益ヲ受ク故ニ增價競賣請求ハ登記ヲ爲シタル他ノ一切ノ債權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス從テ增價競賣請求者カ十分一ヲ増加シタル代金ヲ提供シタルトキト雖亦然リ然レトモ適法ナル取消アリタルトキハ滌除ノ爲メニ爲シタル第三取得者ノ提供ハ之ヲ承諾シタルモノト看做サルノ效力ヲ生ス(民一二一準用)

共通原因
 貳 共通原因 抵當權ハ一個ノ擔保物權ナリ故ニ物權共通ノ消滅原因ニ因リテ消滅ス

一 抵當權ノ拋棄 抵當者カ其權利ヲ拋棄シタルトキハ之ニ依リテ抵當權消滅ス(佛民二一八〇)第一ニ抵當權ノ拋棄ハ法律行爲ニシテ抵當權者カ抵當權設定者ニ對シ其意思ヲ表示スルヲ以テ足レリトス第二ニ抵當權ノ拋棄ハ明示的ニ又ハ默示的ニ之ヲ爲スコトヲ得而シテ默示的拋棄ハ事實問題ニシテ之ヲ規定セサルヲ近世諸國ノ立法的傾向トス第三ニ抵當權ヲ除去スル抗辯カ裁判上確定シタルトキハ抵當權者ハ強制的ニ其權利ヲ拋棄スルモノトス例ヘハ抵當權者其權利ノ登記ヲ爲ササル場合ニ於テ第三者カ自己ニ對抗スルコトヲ得サル抗辯ヲ提出シタルトキノ如シ獨逸民法ニ依レハ抵當權ノ拋棄ハ所有權者カ自己抵當權ヲ取得スル原因トス(獨民一一六九、一一六八)又同法ニ依レハ所在ノ知レサル抵當權者ノ權利ハ十年ノ時効期間經過後民事訴訟法ニ規定スル除權判決ヲ以テ之ヲ排除スルコトヲ得此除權判決ハ所有者カ自己抵當權ヲ取得スル原因タリ(獨民一一七〇、一一七二)故ニ此等ノ場合ニ於テハ抵當權カ自己抵當權ニ變更スルニ止マリ抵當權消滅ノ原因ト爲ラス

抵當物ヲ第三者カ占有スル場合ニ在リテハ債權ニ對スル時効、所有權ニ對スル時効及ヒ抵當權ニ對スル時効カ互ニ獨立シテ進行ス債權ニ對スル時効ハ債務者ノ爲メニ債權者ニ對シテ進行シ所有權ニ對スル時効ハ非所有者ヨリ所有權ヲ讓受ケタル第三取得者ノ爲メニ真正ノ所有者ニ對シテ進行シ又抵當權ニ對スル時効ハ第三占有者ノ爲メニ抵當權者ニ對シテ進行ス例ヘハ非所有者ヨリ抵當不動産ヲ讓受ケタル第三占有者ハ抵當權者ニ對シ時効ニ依リ抵當權ノ消滅ヲ來スコトナク所有者ニ對シ時効ニ依リテ所有權ヲ取得シ又ハ所有者ニ對シ時効ニ依ル所有權ノ取得ヲ來スコトナク抵當權者ニ對シ時効ニ依リ抵當權ヲ消滅セシムルカ如シ而シテ茲ニ所謂抵當權ノ消滅ハ抵當不動産ノ第三占有者カ抵當權者ニ對シ時効ニ依リ抵當權ヲ消滅セシメ以テ抵當不動産ヲシテ其抵當的負擔ヲ免カレシムル場合ニ他ナラス又抵當權ハ抵當不動産ノ第三占有者カ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具備シタルトキニ消滅スト雖其抵當權消滅方法ノ法律上ノ性質ニ至リテハ頗ル曖昧ニシテ學者ノ爭ヲ免カレサルコト佛國民法ニ於ケルト同シ何トナレハ這ハ佛國民法

權利抵當

ト全然同一ナレハナリ佛國ニ在リテ學者或ハ效力ヨリ立論シ抵當權ノ時効ハ抵當不動産ヲシテ其抵當的負擔ヲ免カレシムルヲ以テ消滅時効ナリト論定シ或ハ要件ヨリ立論シ抵當不動産ノ第三占有者カ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲スニ因リテ抵當權者カ有セシ權利(支分權タル抵當權)ヲ取得スルヲ以テ取得時効ナリト論定ス然レトモ日本民法ノ解釋トシテハ特種ノ消滅時効ナリト論定セサルヘカラス何トナレハ抵當不動産ノ第三占有者ハ單ニ抵當權ノ行使ニ依ル追奪ノ危害ヲ避クルコトヲ得ルニ止マリ何等ノ權利ヲ取得セサルハナリ故ニ要件ニ關シテハ取得時効ノ規定ノ適用ヲ受クルモ其他ノ事項ニ關シテハ消滅時効ノ規定ニ依ラサルヘカラス

五 條件ノ成就 抵當權ノ設定行爲ニ解除條件ヲ附シタルトキハ抵當權ハ解除條件ノ成就ニ依リテ消滅ス終期ヲ附シタルトキハ其終期ノ到來ニ依リテ消滅ス

第五 權利抵當 權利抵當ハ不動産ノ所有權以外ノ權利ヲ目的物ト爲ス抵當權ナリ元來抵當權ハ質權ト同シク債權者カ其目的物ノ賣得金ニ付キ他ノ債權

者ニ先チテ辨濟ヲ受クルヲ目的トス故ニ讓渡スルコトヲ得ヘキ權利ハ抵當權ノ目的物ト爲スニ適ス羅馬法ニ於テハ地上權、永借權、地役權、抵當權等ヲ抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ許シ又佛國民法、伊國民法及ヒ日本民法等ニ於テハ不動產所有以外ノ權利ニ抵當權ヲ設定スルコトヲ許シタリ(民三六七第二項、佛民二

意義

一八、伊民一九六七、西民一八七四、一八七七、葡八九〇、八九一等)
意義 權利抵當ハ債權者カ債務者又ハ第三者ニ於テ占有ヲ移サスシテ債務ノ擔保ニ供シタル不動產所有權以外ノ權利ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受クル絶對權ナリ(民三六九)第一ニ權利抵當ハ絶對權ナリ元來抵當權ハ質權ト同シク廣狹二義アリ狹義ノ抵當權ハ不動產ノ所有權以外ノ權利ヲ目的物ト爲ス抵當權即ニシテ又廣義ノ抵當權ハ不動產ノ所有權以外ノ權利ヲ目的物ト爲ス抵當權即チ權利抵當及ヒ狹義ノ抵當權ヲ總稱ス而シテ狹義抵當權ハ不動產ヲ目的物ト爲スヲ以テ物權ナリト雖權利抵當ハ物ヲ目的物ト爲ササルヲ以テ絶對權タルニ止マリ物權ト爲ラス是權利抵當ヲ以テ絶對權ナリト稱スル所以ナリ第二ニ權利抵當亦狹義抵當權ト同シク廣義ノ抵當權ニ屬ス故ニ其目的及ヒ手段ハ同

一ナリ兩者共ニ債權ノ擔保ヲ目的トシ又債權者ニ辨濟ヲ得セシムルカ爲メニ目的物ヲ換價スルコトヲ得セシムルヲ以テ其目的ヲ達スル手段ト爲ス第三ニ權利抵當ハ不動產所有權以外ノ財產權ヲ目的物ト爲ス權利ナリ元來抵當權ハ目的物ノ換價ニ依リテ債權者ニ辨濟ヲ得セシムルヲ目的トス故ニ理論上換價スルコトヲ得ヘク即チ讓渡スルコトヲ得ヘキ財產權ハ抵當權ノ目的物ト爲ルコトヲ得レトモ換價スルコトヲ得サル人格權、親族權及ヒ華族世襲財產(華一五)等ハ抵當權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス然レトモ之カ爲メニ法律上換價スルコトヲ得ヘキ財產權ハ權利抵當ノ目的物タルコトヲ得ト速斷スヘカラス其種類ハ民法及ヒ特別法ヲ以テ之ヲ限定ス例ヘハ民法ニ從ヘハ地上權及ヒ永小作權ハ抵當權ノ目的物タルコトヲ得又鑛業法ニ從ヘハ採掘權ハ抵當權ノ目的物タルコトヲ得ルカ如シ(民二六九第二項、鑛一七)而シテ民法ニ於テ地上權及ヒ永小作權ヲ抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ許ス法意ハ蓋此等權利ハ讓渡スルコトヲ得ヘキ財產權ニシテ且不動產所有權ト同シク重要ナル物權ナルヲ以テ之ヲ抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ許シ社會ノ經濟上ノ利益ヲ増進スルニ他ナラス(永

借權ヲ抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ得ルヤ否ヤハ佛國民法ニ別段ノ規定ナシト雖判例ハ之ヲ許ス又佛國民法ニハ明文ヲ以テ之ヲ許ス(佛民判一八六四年一月二十六日、伊民一九六七)佛伊諸國民法ハ用益權ヲ以テ抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ許ス(佛民二一一八、伊民一九六七)地役權ハ從タル物權ニシテ要役地ノ所有權ト分離スルコトヲ得ス故ニ單獨ニ之ヲ抵當ニ入ルルコトヲ得ス然レトモ要役地ト共ニ抵當ニ入ルコトハ敢テ妨ケナキ所トス抵當權者ハ要役地ト共ニ地役權ヲ賣却シ以テ辨濟ヲ受クルコトヲ得ヘシ(地役權ハ要役地ノ所有權ト共ニ抵當ニ入ルコトヲ得ルハ佛國民法學者ノ一致スル所ナリ)又留置權先取特權及ヒ抵當權ハ單獨ニ抵當ニ入ルコト能ハサルハ勿論其擔保スル債權ト共ニ抵當ニ入ルコトヲ許サス何トナレハ這ハ法律關係ヲ煩雜ナラシムルヲ以テナリ(佛國ニ在リテハ抵當權ノ抵當ハ羅馬法ニ所謂轉質ノ法則ニ依リ之ヲ許シタリシカ民法ニ於テ之ヲ許ササルニ至レリ)

效力

貳 效力 權利抵當ノ效力ハ抵當權ノ效力ニ同シ何トナレハ權利抵當ハ抵當權ト其目的ヲ同シクスレハナリ(抵當權ノ效力參照(民三六九第二項))

取得

參 取得 權利抵當ハ抵當權ト同シク設定行爲讓渡及ヒ相續等ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得(抵當權ノ取得參照(民三六九第二項))

消滅

肆 消滅 權利抵當ハ抵當權ノ消滅ト同一原因ニ依リテ消滅ス(民三六九第二項)故ニ地上權又ハ永小作權ノ消滅ハ之ヲ目的物ト爲ス權利抵當消滅ノ原因ト爲ル例ヘハ地上權又ハ永小作權カ期限ノ到來ニ依リテ消滅シタルトキノ如シ然レトモ地上權及ヒ永小作權ヲ抵當ニ入レタル者カ其權利ヲ拋棄スルモ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得ス故ニ抵當權者ハ依然其權利ヲ保存シ之ヲ行フコトヲ得是抵當權設定者ノ權利拋棄ニ依リテ抵當權者ニ損害ヲ被ラシムル弊害ヲ防止スルニ在リ(民三九八)

民法論物權法(終)

昭和五年十二月二日印刷
昭和五年十二月五日發行

定價金 八圓

製本料金壹圓增

著者 松岡義正

東京市神田區今川小路二丁目二番地
合資會社清水書店

發行者 代表社員 葉多野太兵衛

東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷者 白井祐吉

東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷所 行政學會印刷所

東京市神田區今川小路二丁目二番地



民法論
物權法

發行所

電話九段五七八番
振替口座東京七八六二七番

合資會社 清水書店

清水書店發行書目

前大審院長・法學博士

松岡正義先生著

新民事訴訟法註釋

汎く名著を讀了し而して最後に劃期的註釋書たる本書に至らば個々の法條に付明確なる沿革と彼我の精細なる長短比較とを知り且難問を氷解し得て遺憾なし。本書内容の如何は更に縷言の要なきところ大方諸彦の御高讀を薦む(續刊順次發賣)

第一分冊 菊判總布 二五〇頁 定價貳圓五拾錢 送料八十錢

第二分冊 菊判總布 二〇〇頁 定價貳圓 送料八十錢

清水書店發行書目

前大審院長・法學博士

松岡正義先生著

強制執行要論

全三卷

各冊菊判
背革上製

上卷	紙數八〇〇頁	定價七圓五拾錢
中卷	紙數六五〇頁	定價五圓五拾錢
下卷	紙數四六〇頁	定價四圓五拾錢

送六錢料	送七錢料	送七錢料
------	------	------

「學界の至寶」と推重せられ、「世界的なるもの」と讃賞さるる近來稀觀の名著である。博士半生の努力は全く此の著の爲に傾注され、其の心血は凝つて紙背より讀者に迫る。感激と驚嘆とを覺えずして此れに對するは、恐らく不可能事に屬しやう。

清水書店發行書目

前大審院長・法學博士

松岡正義先生著

保全訴訟
仮差押及
仮處分
要論

學界の至寶と激賞せられ、世界的文獻と驚嘆せられた稀世の名著「強制執行要論」の讀編であつて又別に分離して見られ得べき執行保全訴訟たる假差押、假處分を詳論し「保全訴訟要論」と題せられた博士蘊蓄の結晶である。民事訴訟法中の暗礁と稱せらるゝ強制執行は本書を得て其の研鑽の全部が發表されたのであるから「強制執行要論」に對する欽仰と禮讃とが此の「保全訴訟要論」に湧くべきは當然の歸結であらう。

◇ 菊判上製背革

定價金五圓

送料廿七錢

清水書店發行書目

國民常識 民事法講話

大審院部長 池田寅二郎先生著 菊判總クロース 定價金貳圓
 法學博士 紙數二五〇頁 送料内地十八錢

今日の社會状態を知るには先づ社會の定規を定めた法律を知る事が急務である。争の起つた場合専門家に全部を任せて終ふのは今は昔の夢となつた。所で誰でもが其法律を知り得る良書はまだ一少い。そこで元司法省民事局長で現大審院部長の要職にある著者が國民の日常生活に最も關係の深い民法、親族、相續、戸籍、民事訴訟法、破産、和議、商事、調停法、仲裁等を極くわかり易く書いたもので法律民衆化とか常識化とかが喧しい今日に於て絶好の良書として推奨する所以である。

普文學會 民法教科書 菊判總クロ 定價四圓五拾錢
 編纂 一ス上製 送料内地廿七錢
 紙數六百頁

清水書店發行書目

民法通論

整理したる體系、一貫したる論旨、簡潔にして明確なる叙述の筆はあらゆる論點に觸れて清新の霸氣全卷を掩ふ『民法通論』は今回版を重ねるに當り切なる讀者の慈惠を容れて三卷に分冊し同時に重要な部分は全面を通じて改訂され、悉く洗練された學説を鏤め茲に概論民法の新しい教本として現はれたのである。

東京地方裁判所 中島弘道先生著 合本 菊判背革 定價八圓五拾錢
 部長 法學士 千貳百頁 送料内地卅六錢

分冊

- 民法總則物權法論 菊判總布 定價參圓五拾錢 送料廿七錢
- 民法債權法論 菊判總布 定價參圓五拾錢 送料廿七錢
- 民法親族相續法論 菊判總布 定價參圓五拾錢 送料廿七錢

清水書店發行書目

債權總論

前大審院長
法學博士

橫田秀雄先生著

菊版背革上製
紙數千頁

定價 七圓八拾錢

送料内地卅六錢

『實際問題の礎石』に立脚して『理論の上層建築』を可能ならしめたところが、横田博士の學說に於ける一の大いなる特長である。司法官試補の指導係を擔任する某書記官が、徹頭徹尾、本書を推賞した所にも蓋し茲に存するのであらう。

清水書店發行書目

債權各論

前大審院長
法學博士

橫田秀雄先生著

菊版背革上製
紙數九百頁

定價 七圓八拾錢

送料内地卅六錢

自ら贅することは暫く之を措いて、唯一つ茲に儼然たる事實を語らう。それは、『横田博士の學說が過去十數年に亘つて吾が學界を支配し、其の著書が今日尙幾何級數的に讀者を増加しつつある』といふ一事である。

清水書店發行書目

物權法大意

前大審院長 橫田秀雄
先 生 著

其の概要のみを知らんと欲せらるる諸彦には本書を御薦めする。本書は一面他の廣本の大意として見らるるも這は全然新らしく執筆されしものにして全く面目を異にした独自の著作である。現に都下各大學に於て採用されつゝあるばかりでなく全国各地講習會の教材用として又初學者一般攻學者諸彦の講究用として頗る需要が多い。

◇ 菊判背革五〇〇頁 定價金四圓五拾錢 送料廿七錢

◇ 菊判背革六八〇頁 定價金五圓 送料廿七錢

債權法大意

清水書店發行書目

前大審院長 谷幸次
先 生 著

著者序文の一節に曰く

「近時法學の研究長足の進歩を成し其論議の緻密精詳なるは固より慶すべき所なれども所論往々纖巧微細に過ぐるの結果其著書は著しく晦澁難解のものとなり斯學專攻者に非ざれば其意義を了解するに由なきが如きは法律の民衆化を阻止し時代の要求に背馳するものなることを思ひて本書は努めて通俗平易の文辭を用ひて債權法の概念を叙述し一讀能く其要旨を了解するを得せしめんことを期せり」と。本書の眞價は教科書及受験書たるにあれど債權法の一般概念に浸りて其要訣を把握せんとする人士は必ず本書に就かれよ。

◇ 菊判總布五三〇頁 定價金四圓五拾錢 送料内地廿七錢

債權總論大要

清水書店發行書目

改版 增補 物權法

前大審院長
法學博士

橫田秀雄先生著

菊版背革上製
紙數九〇〇頁

定價 七圓八拾錢
送料内地卅六錢

橫田博士の著書は説明が叮嚀すぎる。併し理解し易いといふ點に於て其處に他の追隨を許さぬ長所がある。橫田博士の著書は如何にも龐大だ。併し細部の問題にまで犀利な論判を加へた點に於て此處に絶對企及を許さぬ特長がある。橫田博士の學說には斬新警拔な點を見出し得ない。併し『今日の法律』を解釋説明する上に於て此れは最も切實公正な學界の定説である。

清水書店發行書目

日本親族法要論

大審院部長
判事

柳川勝二先生著

菊版背革上製
五百五十頁

定價 五圓五拾錢
送料内地卅六錢

親族法の柳川先生とまでにその研讀に終始せられる著者が始めて公にされた系統的著述である。親族法改正の要綱定まれる今日その第一人者の研究になる現行法の討究は正に天來の福音とも聞かれやう。

清水書店發行書目

訂正改版
大增補

借地法借家法論

辯護士 藥師 寺志光先生著

近時頻出せる法律問題は借地權借家權の抗爭に其核心を置くが、而も之を論述する著作に至つては寥々として洵に尠い。本書一たび發售するや異數の歡迎を博し、斯法に關する學說判例の鳥瞰圖を爲すものとの讚稱を恣にした好著である。久しく品切中の所今般内容に大改訂増補を施し又新判例をも加へて、改版愈々出來。時下要望の中心を射るものとして再び江湖の喝采を俟つ。

料送 錢拾五圓貳金價定 頁〇七二數紙

90
233

110
1011
11
102

終